

長崎県しまの商品開発等支援事業 令和元年度支援事業者募集要項

応募受付期間 令和元年7月22日(月)

~ 8月19日(月)12時迄

応募書類の提出先 長崎県企画振興部地域づくり推進課

離島振興班

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095(895)2247 / FAX 095(895)2259

応募書類の提出方法 郵送又は持参

募集要項は、下記のホームページからダウンロードできますので、
ご利用ください。(長崎県企画振興部地域づくり推進課ホームページ)

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/chiiki/>

長崎県企画振興部 地域づくり推進課

1．事業の目的

しまの食品製造業者に対して、付加価値の高い商品の開発から販売までを支援することにより、収益向上を図るとともに、しまの製品の魅力向上・販売力強化等を推進するものです。

2．申請対象者

長崎県内の特定有人国境離島地域に所在する食品製造業者

(1) 対象地域

対馬（対馬市）

壱岐島（壱岐市）

五島列島（佐世保市（宇久島・寺島）、小値賀町、新上五島町、五島市、西海市（江島・平島））

(2) 対象者

地域資源を活用した高付加価値商品の開発による収益向上を目指す食品製造業者

「食品製造業者」とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる中分類の09 食料品製造業及び10 飲料・たばこ・飼料製造業（清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業に限る）に属するしまの事業者のほか、知事が特に認めるもののことです。

(本事業の有効活用が見込まれる事業者の例)

- ・ 有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業を活用して、新商品の開発と販路拡大を目指す事業者
- ・ 商工会や商工会議所が策定した地域産業活性化計画の重点支援先として商品改良による売上拡大を目指す事業者
- ・ 単独で又は他事業者と連携して高品質の土産品開発による収益向上を目指す事業者 など

3．申請要件

支援を希望する事業者は、事業計画書（様式第2号）のほか、関係書類を県へ提出すること。

事業計画概要の例	商品サイズを変更して高品質な土産商品を開発 冷凍保存食品を常温保存に変えて新たな販路を開拓 健康に配慮した食品の開発による新たな販路開拓
----------	--

4. 支援期間

支援決定日から令和2年3月31日まで

5. 支援決定を受けた食品製造業者に対する支援

支援決定を受けた食品製造業者（以下、支援対象事業者という）に対して、販路拡大が望める高付加価値商品の開発から、当該事業者の収益向上を図るための戦略づくりまでを、県が委託する専門人材により総合的に支援します。

県は専門人材の派遣にかかる交通費、人件費等を負担。

商品開発にかかる費用（原材料費、パッケージデザイン費等）は支援対象事業者の負担となります。

【県が委託する専門人材】

渋谷 厚氏（株式会社長崎コンサルティング 代表取締役）

< 経歴 >

2011年 ハウステンボス株式会社 執行役員 商品本部本部長

2014年 中小企業基盤整備機構D-FLAG インキュベーションマネージャー

2016年 内閣府事業 プロフェッショナル人材事業 長崎県拠点マネージャー

< 主な実績 >

- ・東急ハンズやディズニールンドで取り扱われる玩具等の商品開発
- ・ハウステンボスV字回復時のすべての商品開発と場内レストランの食材調達
- ・県内のカステラ商品のデザインリニューアル
日本パッケージデザイン大賞2017金賞受賞

【専門人材による支援の内容】

支援対象事業者に対して、高付加価値商品の開発から販売計画などの戦略づくりに必要となる全ての工程（「何を仕入れるか」「何を開発するか」「どうやって売るか」「どこに売るか」）において一貫した支援

- ・高付加価値商品の開発（パッケージデザイン含む）に向けて、マーケットイン

の視点から具体的かつ効果的な助言

- ・商品開発から収益向上に至るまでのプロセスに関する計画策定支援
- ・商品開発支援による成果が一時的なものではなく、持続的な成長につながるような体制づくりへの支援 など
(「作る力」「売る力」「経営する力」の向上)

6. 申請手続き

(1) 認定申請書類提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県企画振興部地域づくり推進課離島振興班

(2) 受付期間

令和元年7月22日(月)から8月19日(月)12時まで = 必着 =

< 持参の場合は土日祝日を除く >

(3) 提出書類

【個人事業主の場合】

- ・申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・住民票
- ・直近の確定申告書一式(写し)(税務署受付印のあるもの。ただし、電子申告の場合は申告書控え一式)
- ・県税に未納がないことを証明する納税証明書
- ・所得税、消費税及び地方消費税に未納税額のないことを証明する納税証明書(該当する場合のみ)
- ・暴力団等排除に関する誓約書(様式第3号)

【法人の場合】

- ・申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・定款
- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ・直近の決算報告書(貸借対照表、損益計算書)
- ・直近の事業報告書、貸借対照表(NPO等の場合)
- ・県税に未納がないことを証明する納税証明書
- ・法人税、消費税及び地方消費税に未納税額のないことを証明する納税証明書
- ・暴力団等排除に関する誓約書(様式第3号)

以上のほか、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

(4) 提出部数2部(正本1部、副本1部)

書類は原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所でクリップ止めしてください。(ホッチキス止めは不可)

ご提出いただいた書類は、原則返却いたしません。

7. 支援対象事業者の選定

提出された事業計画書等を書面審査したうえで、支援対象の採否を決定します。採否の決定は、県から申請者へ通知します。

8. 支援内容の公表

・支援対象事業者については、会社概要、事業計画、専門人材による支援内容等を公表する場合があります。

・また、今年度県の委託業務の一環として実施する「しまの食品製造業者向けのセミナー」において支援対象事業者の取組みを事例として紹介する予定です。

9. 事業成果等の報告

今年度の支援終了後、事業成果等を所定の様式でご報告いただくことが採択の条件となりますので、あらかじめご承知おきください。